

憲法カフェ7:

「困難な問題を抱える女性支援法」

ってなあ〜に?

ジェンダー平等社会の実現に向けて

— 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立と課題

NPO 法人全国女性シェルターネットワーク理事

NPO 法人女のスペース・おん理事

近藤恵子氏

1993年、女性の人権ネットワーク事務所「女のスペース・おん」を開設し、北海道初の民間シェルター運営に着手。1998年「全国女性シェルターネットワーク」設立にかかわり、2002年から2014年まで共同代表を務める。DV防止法の制定及び第5次までの改正運動に取り組み、現在も引き続き、DV・性暴力被害者支援システムの拡充に取り組んでいる。

北海道大学教員

NPO 法人CAN 理事、本研究会会員

コメントーター 辻智子

2022年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性自立支援法）が成立し、2年後の施行を目指して準備が始まっています。これまでも女性を支援する法律はありました。でもその根拠になっていたのが1956年に制定された「売春防止法」であるというから驚きです。66年前の法律では、現代の女性が抱える複雑な困難に対応できないのは当然でしょう。では、今回の新法でどんな点が変わるのでしょうか？女性の自立支援を進めるうえでどんなメリットがあるのでしょうか？法律をうまく機能させるためにはどんな課題が残されているのでしょうか？そんなことが学べる機会になればと思い、今回の憲法カフェのテーマを決めました。皆さんの「何？」が少しでも解決される機会になれば嬉しいです。

日時：2022.11.11.（金）18:00 開場 / 18:30 - 20:30

会場：かぞる2・7 1060会議室 札幌市中央区北2西7丁目1番地

主催：北海道ジェンダー研究会

北海道立女性プラザ

